

第2回東京都北区資源循環推進審議会

令和4年9月13日
北とぴあ1601会議室

- 1 委員の紹介について【資料1】
- 2 今後のごみ減量の推進について【資料2～6】
- 3 北区災害廃棄物処理計画について【資料7】
- 4 その他

< 配付資料 >

- ・ 第2回東京都北区資源循環推進審議会審議会次第
- ・ 資料1 委員名簿（令和4年5月20日付）
- ・ 資料2 現行施策進捗状況一覧
- ・ 資料3 北区食品ロス削減推進計画の概要
- ・ 資料4 レジ袋削減促進事業の終了について
- ・ 資料5 他区の一般廃棄物処理基本計画の資料
- ・ 資料6 23区の排出量などの比較（当日机上配付）
- ・ 資料7 北区災害廃棄物処理計画【概要版】

(令和4年5月20日現在)

区分	氏名	備考
学識経験者	やまや 山谷 <small>しゅうさく</small> 修作	東洋大学名誉教授
	かとうの 上遠野 <small>たけし</small> 武司	大東文化大学経済学部教授
	まつなみ 松波 <small>じゅんや</small> 淳也	法政大学経済学部教授
区議会議員	あおき 青木 <small>ひろこ</small> 博子	北区議会議員
	さかば 坂場 <small>まさたけ</small> ますたけ	北区議会議員
	やまざき 山崎 <small>たい子</small> たい子	北区議会議員
	うすい うえい <small>あいこ</small> 愛子	北区議会議員
区民	つかもと 塚本 <small>しんや</small> 進也	公募区民
	こが 古賀 <small>ゆきこ</small> 由希子	公募区民
	おおぬき 大貫 <small>しんいち</small> 新一	北区町会自治会連合会
	こざき 小笹 <small>えつこ</small> 悦子	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	おかもと 岡本 <small>ゆりこ</small> 百合子	北区地域リサイクラー協議会
	まつもと 松本 <small>はるみつ</small> 晴光	北区清掃協力会
	やました 山下 <small>はるえ</small> 陽枝	北区消費者団体連絡会
事業者	なりかわ 成川 <small>ともひで</small> 友英	北区商店街連合会
	わにぶち 鱈渕 <small>ゆうじろう</small> 雄二郎	リサイクラー事業協同組合
	たむら 田村 <small>すみお</small> 純郎	東京商工会議所 北支部
	さいとう 齊藤 <small>まさみ</small> 正美	(社)北区産業連合会
区職員	なかじま 中嶋 <small>みのる</small> 稔	北区政策経営部長

現行計画における施策進捗状況の整理

	施 策	
方針 1	区民・事業者・区の協働による 3 R を推進します	
	(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充	→
	○集団回収事業者認定制度の認定事業者数の拡大 年 1 回認定事業者を募集、認定している。	今後も継続
	○資源の市況価格に左右されない事業者支援の枠組みの検討 令和 2 年度に古紙相場に連動した支援金を創設した。	
	○区民へ向けた良好な取り組みをしている活動団体の紹介	
	引き続き調査・検討中である。	
	(2) 区民へのきめ細かい情報提供	→
	○ごみ処理、リサイクル事業に係る経費や処理の状況などホームページや広報紙による情報提供 ホームページでは、ごみ量の最新データを公表するほか、分別や資源回収等の情報を提供している。	今後も継続
	○ごみの排出原単位調査の継続的实施 計画の見直し時期に合わせて実施することとしており、令和元年度に引き続き、令和 4、5 年度に行う予定である。	
	○「家庭ごみ・資源の分け方出し方」冊子の作成・配布 毎年度、「家庭ごみ・資源の分け方出し方」冊子の作成し配布している。	
	○広告媒体の多言語化、やさしい日本語の活用 「ごみ・資源の分け方出し方」については、外国語版として英語・中国語・ハングル語・ベンガル語に対応し、区民事務所の窓口で配付、及びホームページに掲載している。	
	○ICT の活用、チャットボットによる問い合わせ対応 北区情報政策課が導入予定のチャットボットシステムの活用を検討している。	

方針2 さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進します		
2-1 家庭ごみの減量		
(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減		今後強化
○大学と連携したリデュースクッキングのレシピ作成	区内施設でのリデュースクッキングレシピ冊子の配布や、リデュースクッキングの調理実習会を行っている。【令和2年度以降感染症拡大防止のため実施なし】	
○家庭における生ごみの乾燥・水切りの徹底など発生・排出抑制に重点を置いた啓発・周知活動の推進	ホームページでの周知のほか、「食品ロス削減月間（10月）」に、ホームページ、北区ニュース（広報紙）、Facebook、Twitterへの記事の掲載を行っている。	
○ホームページやイベントにおける正しい知識や工夫等についての普及啓発	区民まつりや環境展、消費生活フェア等区のイベントへの出展や、30・10運動の推奨等「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンへの参加等に取り組んでいる。	
○食品ロス削減推進計画の策定	令和3年10月に「北区食品ロス削減推進計画」を策定した。	
○食品ロス削減協力店登録制度の検討	コロナ禍等における効果などを検討し、現時点では制度の導入を見送っている。	
○フードドライブの具体的施策の検討	令和3年7月から、区施設を常設窓口としたフードドライブの取り組みを試行実施している。	
(4) 雑がみの資源化		今後も継続
○雑がみのリサイクルの周知	「雑がみ」のリサイクルについて、ホームページや冊子に掲載している。	
○イベント等を通じた雑がみ回収袋による回収の普及啓発	イベントで雑がみ袋を持ち帰り用の袋に使用するなどしている。	
(5) 不燃ごみ・粗大ごみの資源化		今後も継続
○不燃ごみの資源化率90%以上を目標とした資源化の取り組み	令和元年度から、不燃ごみに含まれる金属資源（小型家電等を含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で収集し、民間事業者による資源化を開始した。令和2年度において、資源化率は90%以上を維持している。	
○粗大ごみの資源化率向上に向けた取り組み	清掃事務所内の粗大ごみ中継所で、金属が含まれる粗大ごみを選別して資源化処理施設に搬入して資源化している。更なる資源化率向上にむけ、引き続き調査・検討していく。	
(6) プラスチックごみの減量		今後強化
○ホームページやイベント等を通じたマイバッグ、マイボトルの推奨、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換促進	令和2年7月のレジ袋有料化に伴い、ホームページ等での情報提供や呼びかけを行っている。なお、レジ袋削減の事業者に対する取り組みは終了している。	
○発泡トレイ（拠点回収）の回収場所の拡充や区民への周知	公共機関などに回収ボックスを設置し、ホームページや冊子で周知を図っている。	
○環境負荷や処理経費を含めた総合的な検討	可燃ごみとして収集しているプラスチックを資源としてリサイクルするため、令和4年10月から滝野川地区、令和5年4月から王子・赤羽地区で分別回収を開始する。	

今後のごみ減量の推進について

現行施策進捗状況一覧 補足資料

（1）区民主体の集団回収への支援事業の拡充

【集団回収】

任意の団体（町会自治会・マンション管理組合・PTAなど）が、家庭から出る古紙などの資源を集め、各団体が契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動

（１）区民主体の集団回収への支援事業の拡充

【令和３年度実績】

●実施団体数	<u>390団体</u>
●認定事業者数	<u>7事業者</u>
●報奨金	<u>約3230万円</u>
●支援金	<u>約780万円</u>

※R2年度開始の支援金を含む

(2) 区民へのきめ細かい情報提供

ごみ排出原単位調査の実施 (R4・R5実施)

R4年度調査速報値 調査概要



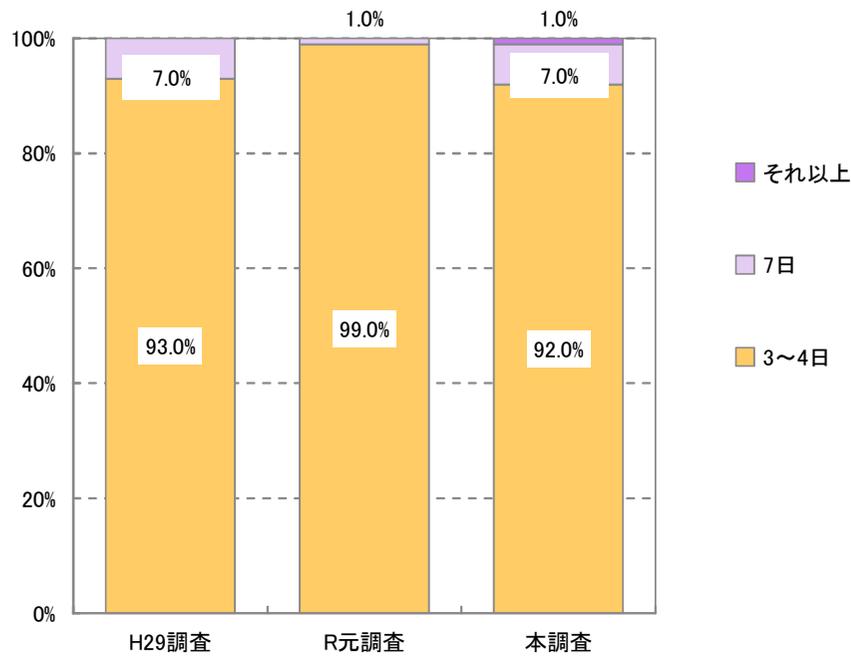
※ごみ分類中写真

1. 調査期間 令和4年7月1日(金)～7月20日(水)
2. 調査概要
 - (1) 調査方法 世帯人数・ごみの蓄積日数のヒアリング、ごみ量計測
分析項目別(48項目)に重量を計測
 - (2) 調査対象 可燃ごみ及び不燃ごみ(家庭)
 - (3) 対象地域とサンプル数 5つの地域(クラスター)
200サンプル(可燃・不燃別)

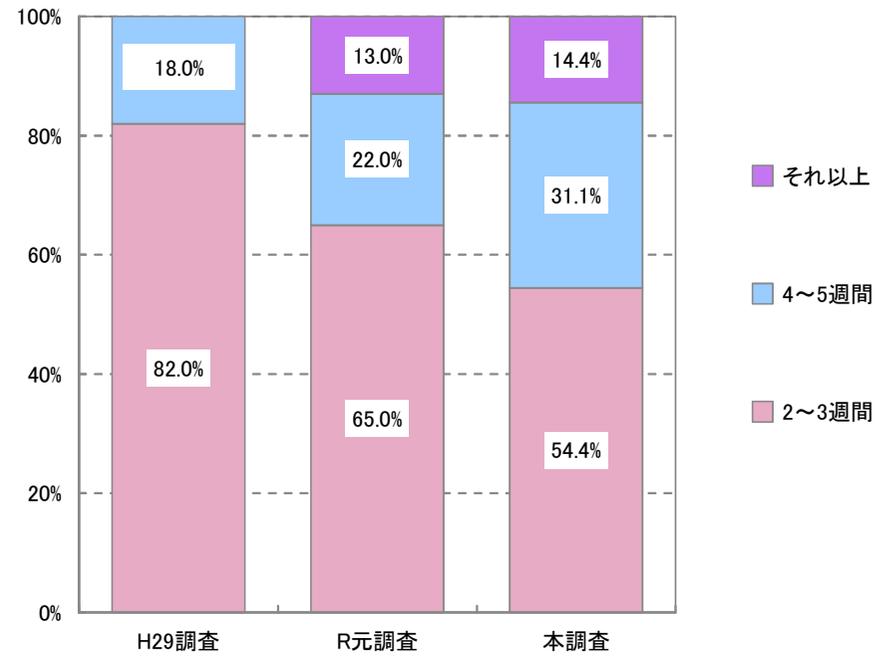
ごみ排出原単位調査の実施（R4・R5実施）

R4年度調査速報値 蓄積日数

[可燃ごみ]



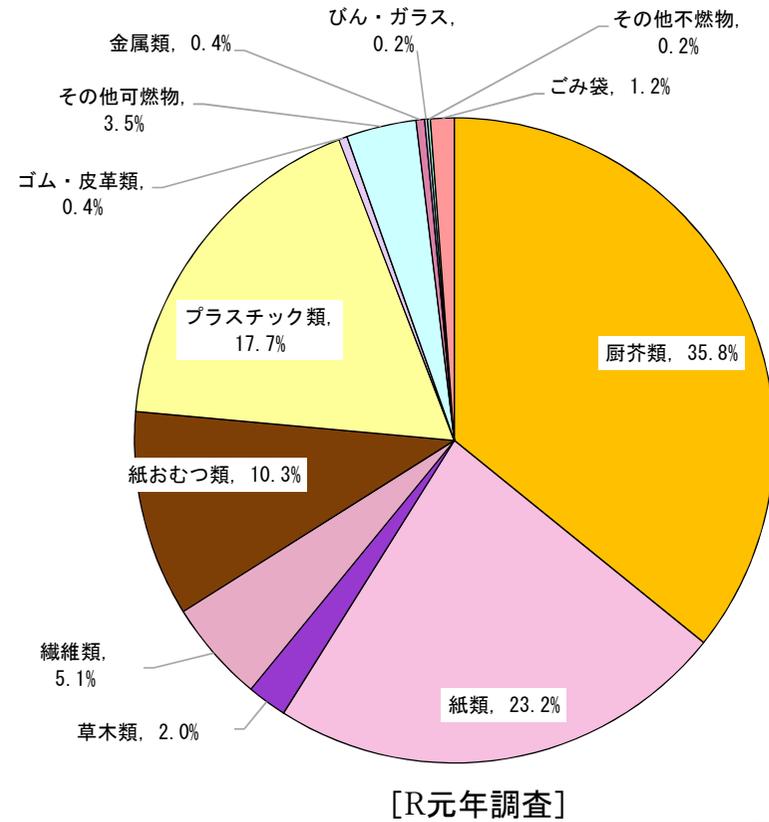
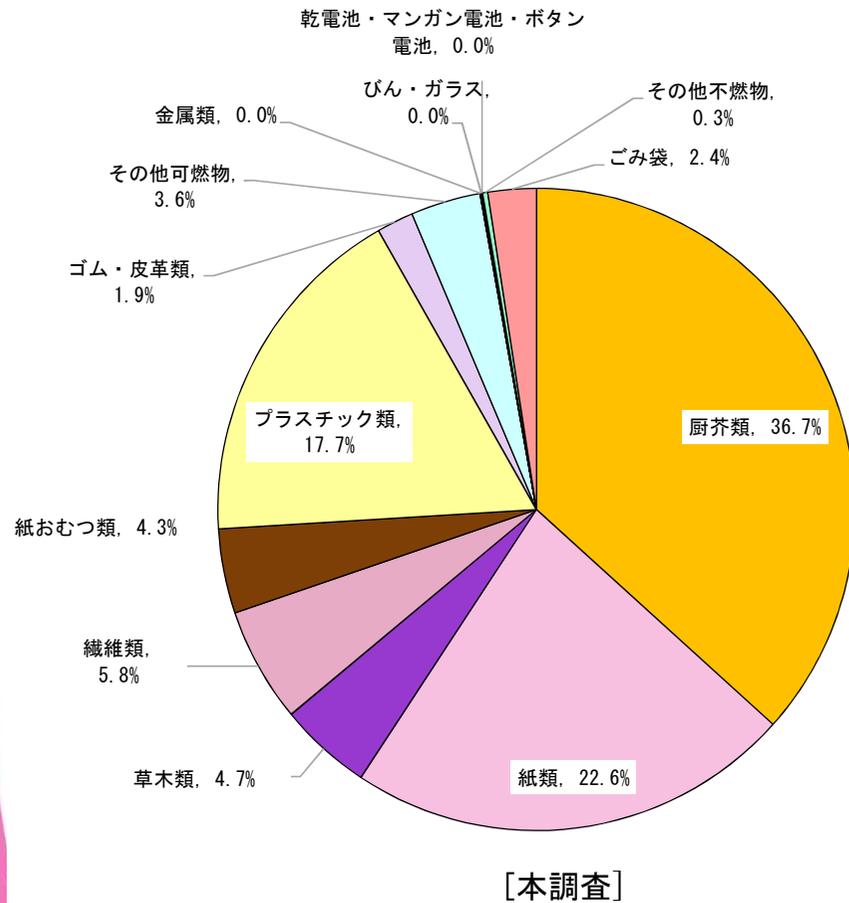
[不燃ごみ]



ごみ排出原単位調査の実施（R4・R5実施）

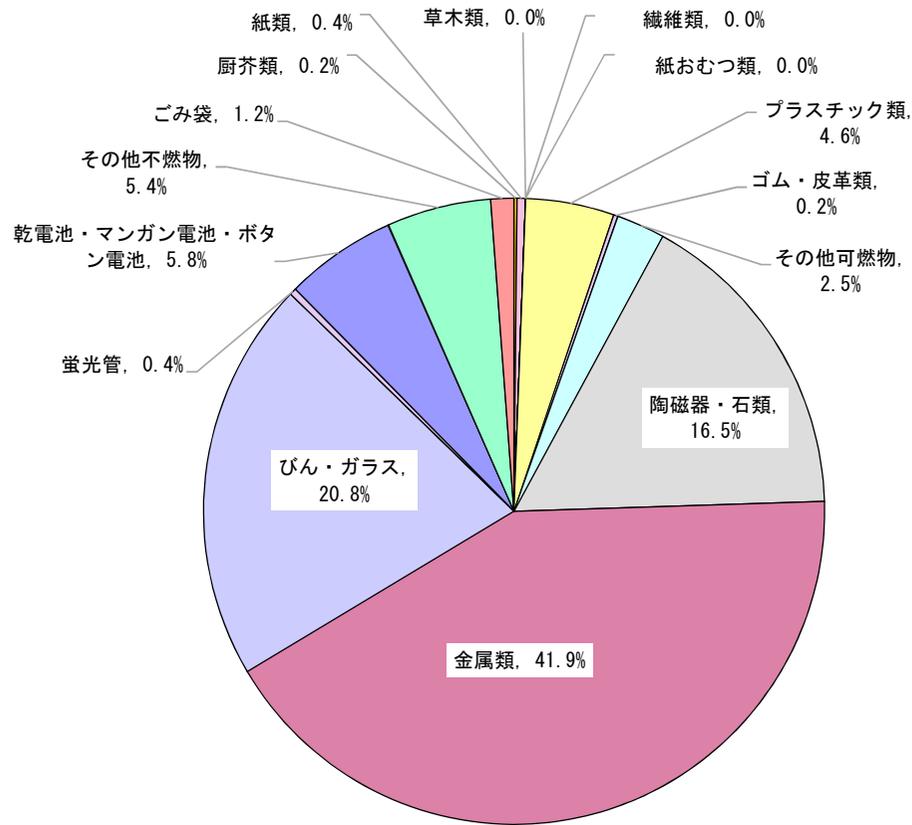
R4年度調査 速報値 組成割合

【可燃】

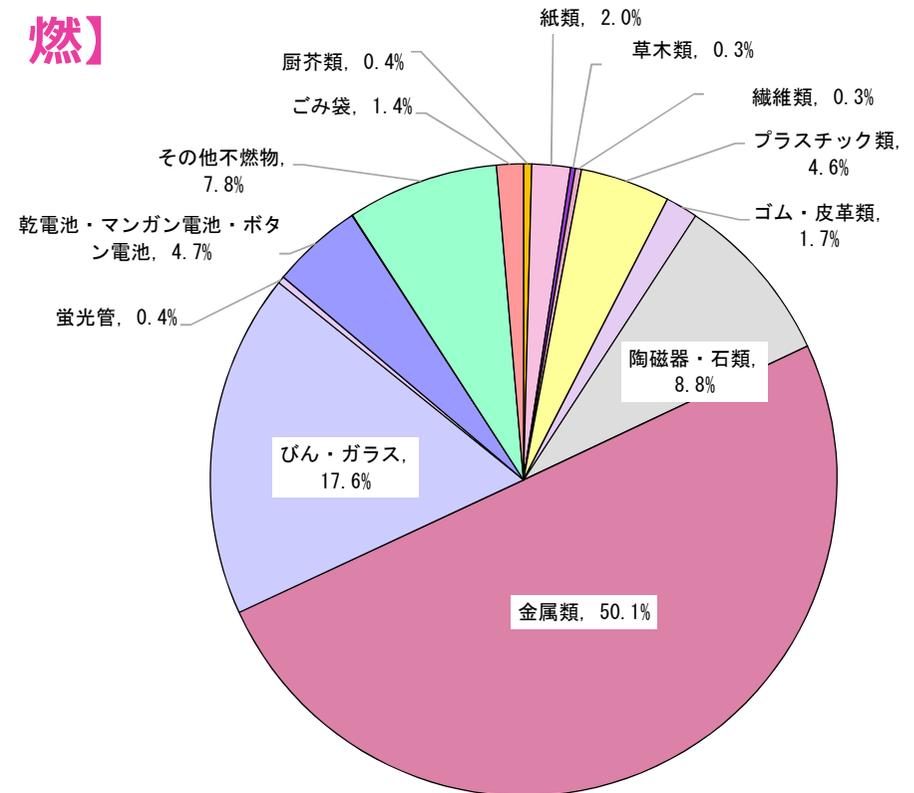


ごみ排出原単位調査の実施（R4・R5実施）

R4年度調査 速報値 組成割合



[本調査]



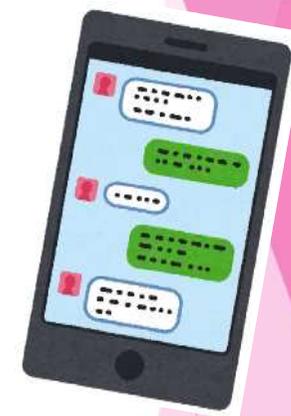
[R元年調査]

(2) 区民へのきめ細かい情報提供

AIチャットボットの導入

- 北区公式ホームページ上に構築
- 令和5年1月からを目途

チャットボット：
人工知能を活用した「自動会話プログラム」



(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減

リデュースクッキングレシピ



(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減

イベント出店（例：R3/環境展、消費生活フェア、R4/SDGs体験MATSURI）



(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減

フードドライブ

家庭の未利用食品⇒子ども食堂へ

令和3年度実績

(R3.7~R4.3)

⇒1,258点 443.7kg

令和4年度実績

(R4.4~R4.7)

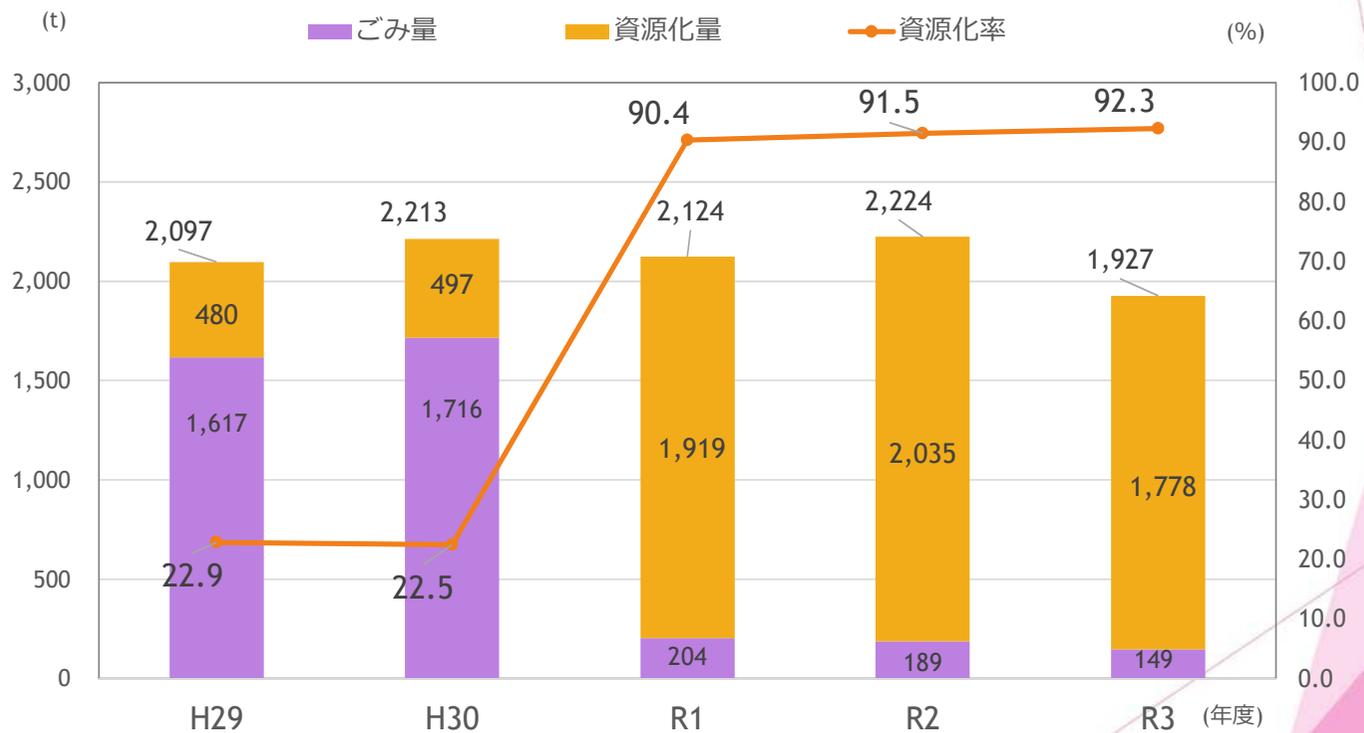
⇒1,668点 496.9kg



↑ 提供品の例
(R3消費生活フェア)

(5) 不燃ごみ・粗大ごみの資源化

不燃ごみ



(6) プラスチックごみの減量

回収日

新たに回収日を設定

回収するプラスチック

- 容器包装プラスチック
- プラスチックのみでできている
製品プラスチック

(6) プラスチックごみの減量

プラスチック回収に出せないもの



金属部品がついている



ゴム製品

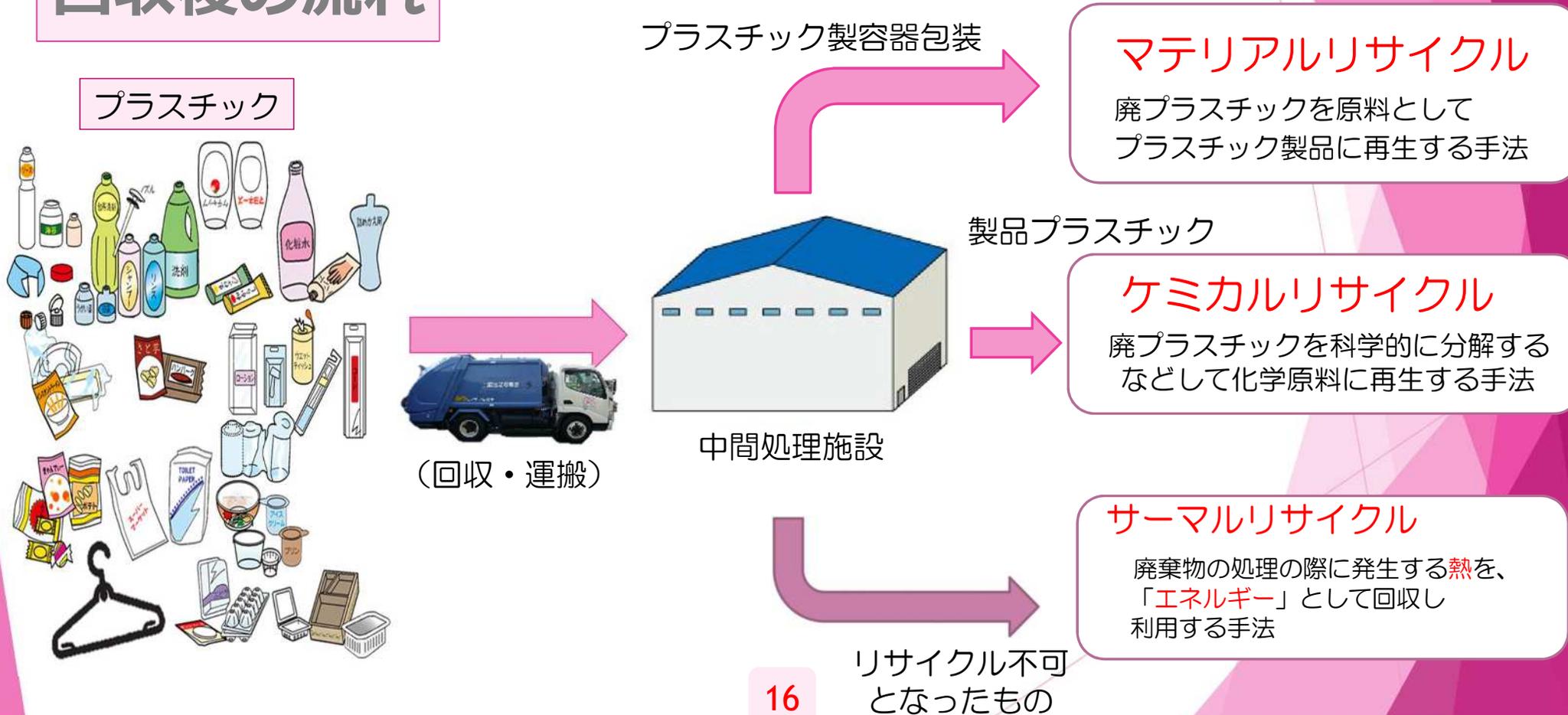


まわりはプラスチックだが、中に電池や金属が使われている



(6) プラスチックごみの減量

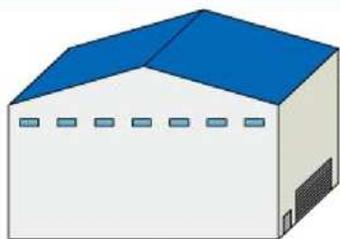
回収後の流れ



(6) プラスチックごみの減量



プラマークのついているもの
(プラスチック製容器包装)



中間処理施設



再資源化処理事業者
(マテリアルリサイクル)



公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会へ
引き渡し、**再生樹脂などに再商品化**

出典：日本容器包装リサイクル協会HP



再生樹脂



パレット



コークス

車止め



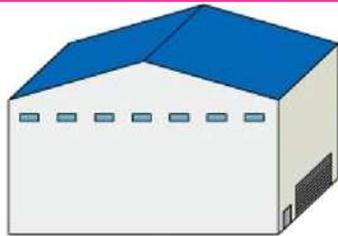
プランター

擬木柵



(6) プラスチックごみの減量

プラマーク以外のもの
(製品プラスチック)



中間処理施設



資源化事業者
(ケミカルリサイクル)



資源化事業者の処理により
以下のものに生まれ変わります。

- ガス化 (分子レベルまで分解し、
さまざまなものに利用されます
例 化学繊維や化学肥料など)
- 油化 → もう一度 (石) 油に
- 高炉原料化・コークス炉化学原料化
- 固形燃料 (RPF)
- 発電 (サーマルリサイクル) など



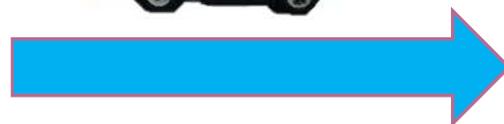
(6) プラスチックごみの減量

リサイクル不可となったもの

中間処理施設で選別し、リサイクル不可（残渣）とされたものは最終的に清掃工場にて焼却処理（サーマルリサイクル）されます。



中間処理施設



選別し、リサイクル不可



1. 計画策定の概要

(1) 主旨と目的

平成27(2015)年9月、国際連合総会で採択されたSDGsでは、食品ロスの減少が重要な柱として位置付けられ、CO₂排出量の削減効果も期待されています。

北区では、令和2(2020)年3月策定の「北区一般廃棄物処理基本計画2020」の基本方針の中で、生ごみの減量と食品ロスの削減を重点事業として位置付け、削減への各種取り組みを推進していくとしています。

(2) 計画期間

令和3(2021)年10月～令和9(2027)年3月まで

2. 食品ロスの現状と課題

国によると、食品ロスは612万トン、国民1人あたり1日約132g発生しており、これは、国連世界食糧計画(WFP)による令和元(2019)年の食料援助量約420万トンの1.5倍に相当します。

東京都では年間約51万トン(平成29(2017)年度)の食品ロスが発生しており、持続可能な資源利用に向けた事業者とのモデル事業や各種イベントの開催等、食品ロス削減に取り組んでいます。

本区の平成30(2018)年度における区民1人1日あたりのごみ総排出量は804gで、区民1人1日あたりのごみ排出量とともに全国平均・特別区平均を下回っています。しかし、ごみの排出原単位調査(令和元年度)では、生ごみは可燃ごみの約36%を占め、そのうち約21%が食品ロスという結果となり、年間約2,311トン、1日あたり約6.3トンの食品ロスが発生している計算になります。さらなるごみの減量化の視点からも食品ロスの削減が重要な課題となっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

外出自粛やテレワークにより自宅で過ごす時間が長くなったことで、自宅で料理をしたり食事をしたりする機会が増加し、家庭における食品ロス削減の取り組みがますます重要になってきています。家庭での食品ロス削減行動の定着に向け、これまでの集客型のイベントによる普及啓発のみでなく、SNS、オンライン等の有効活用による普及啓発が重要になってきています。

○北区の主な取り組み

東京家政大学との連携事業

ホームページやSNS等を活用した普及啓発

イベントでの普及啓発

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟

3. 計画の目指す姿と削減目標

基本理念

～「区民とともに」～

区民一人ひとりがゆとりと豊かさを感じられる北区とするため、誰もが「他人事」ではなく「我が事」として食品ロスの問題に関心をもち、実効性のある食品ロス削減の取り組みを推進します。

目標

区民1人1日あたりの食品ロス発生量を、令和元年度の17.9gから、令和8(2026)年度には15.4gへ

4. 推進施策

(1) 求められる役割と行動

区民一人ひとりがこの問題を「我が事」として捉え、「理解」するだけでなく「行動」に移すことが必要です。理解と行動の環が広がるように、各主体が連携してそれぞれの役割と行動を実践するとともに、「区民運動」としてさらに能動的かつ協調して取り組むための基本的施策を推進します。

(2) 基本的施策

教育及び学習の振興、普及活動(法第14条関係)

効果的な普及啓発の実施	「リデュースクッキングレシピ」を使用した調理実習会の開催、食材の保存方法の普及啓発、「賞味期限」と「消費期限」の正しい理解を促進するための普及啓発、ローリングストックの普及啓発など
消費者教育等を通じた取り組みの推進	消費者庁の「エシカル特設サイト」への掲載やメールマガジン、消費生活フェア等、機会を捉えた普及啓発
食育に関する取り組みとの連携	食育関連イベント、関連部署の窓口、食育講座等で、食品ロス削減に関する普及啓発
学校教育等を通じた取り組みの推進	学校における食品ロス削減に関する取り組みの実施についての普及啓発、給食調理の野菜の可食部を可能な限り使用することの指導など

食品関連事業者等の取り組みに対する支援(法第15条関係)

- 飲食店における30・10運動の推進
- HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理手法についての普及・指導

表彰、実態調査等の実施・推進について(法第16条、法第17条関係)

- 国が実施している「食品ロス削減推進大賞」等の周知
- 食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資する調査・研究の推進

先進的な取り組みの情報収集及び提供(法第18条関係)

未利用食品等を提供するための活動の支援(法第19条関係)

- 未利用食品等の有効活用(フードドライブ等による未利用食品有効活用のための体制の構築)
- 災害備蓄食料の有効活用(町会・自治会、学校の防災訓練での利用や、北区社会福祉協議会等を通じた子ども食堂等への提供による有効活用の促進、未利用食品マッチングシステムの活用促進)

5. 計画の推進体制及び進行管理

「北区資源循環推進審議会」において評価・検証をしながら取り組みを進めます。

取り組みの推進にあたっては、リサイクル担当部署を中心に、産業振興、福祉、保健、学校等の各部署及び関係団体等と情報を共有し、連携、協力をします。

施策の実施状況は、継続的に点検、進捗確認と検証を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。

レジ袋削減促進事業の終了について

1 要 旨

レジ袋削減促進については、平成 20 年 1 月の資源循環推進審議会答申において消費者・販売業者との意見交換の場が必要であるとされたことを受けて、事業を立ち上げました。

具体的には、「東京都北区 3R 懇談会」を立ち上げ、消費者代表や関係事業者からご意見をいただいたうえで、「東京都北区レジ袋削減協働宣言」「北区レジ袋削減登録店制度」「北区商店街等レジ袋削減促進事業補助金制度」により、国のレジ袋削減施策に先駆けて北区の区民・事業者・行政が一体となって取り組んできました。

(1) 東京都北区レジ袋削減協働宣言

平成 21 年 6 月 2 日に北とびあで、「東京都北区レジ袋削減協働宣言」を行った。

北区新生活運動推進協議会 北区清掃協会の会 東京都北区シニアクラブ連合会
東京都北区 3 R 懇談会 東京都北区町会自治会連合会
特定非営利活動法人北区リサイクラー活動機構 株式会社イトーヨーカ堂
株式会社西友 株式会社ダイエー 株式会社東武ストア
株式会社ライフコーポレーション サミット株式会社 社団法人王子法人会
東京商工会議所北支部 東京都北区商店街連合会 東京都北区

(2) 北区レジ袋削減登録店制度

レジ袋の削減に取り組む小売店を登録して支援する。登録店は、ポイント還元、マイバッグ提供、辞退声掛け等のレジ袋削減に有効な方法を選択・実施する。

平成 21 年度 91 店舗が各取組を実施。

(3) 北区商店街等レジ袋削減促進事業補助金制度

商店街等が行う先進的かつ意欲あるレジ袋削減の取組事業（キャンペーン等）に対し、取組事業経費の 6 分の 5 以内で、補助金を交付する。商店街限度額 50 万円、個店連携グループ限度額 30 万円。

平成 21, 22 年度の 2 か年で 319 万円を補助。

令和 2 年 7 月には全国でレジ袋の有料化が開始され、買い物際にはマイバッグを持参する、レジ袋を受け取らないという行動が一定程度定着しました。

北区では、令和 4 年 10 月、5 年 4 月からプラスチックの分別回収を開始することや、昨今、より幅広いワンウェイプラスチックの使用削減を図るための取組みが求められていることも踏まえ、当事業は終了します。

2 今後の予定

東京都北区 3R 懇談会の構成員及び登録店にこれまでの活動に対する謝意と事業終了を通知します。

レジ袋をはじめとする容器包装の削減は、循環型社会の構築に向けた重要課題とされています。日本全国では、年間300億枚のレジ袋が使用され、国民1人あたりでは、年間約300枚が使用されています。

レジ袋は手軽で便利ですが、使うのは買い物先から自宅までのわずかな時間で、そのほとんどが結局はごみとして捨てられる場合が多いのが現状です。

レジ袋を削減することは、原料である原油を節約するだけでなく、製造・処分に伴い発生する二酸化炭素を減らし、地球温暖化を防ぐことにもつながります。

北区全体では、1年間でおよそ9,900万枚のレジ袋が使用されており、その製造・処分に伴い、約136万6千リットルの原油が使用され、約4,603トンの二酸化炭素が排出されていることとなります。

東京都北区レジ袋削減協働宣言

私たちは、地球と人間がやさしく共生できる社会をめざして、現在の生活様式、事業のあり方を変え、身近なところから地球環境への負荷をできるかぎり減らすことを心がけます。

- 1 消費者である私たちは、買い物には、マイバッグを持って出かけ、不要なレジ袋を受け取らないようにします。
- 2 事業者である私たちは、簡易な包装に努め、必要のないレジ袋は渡さないようにします。
- 3 北区は、マイバッグ持参等による不要なレジ袋の削減について、区民や事業者の理解と協力が得られるよう積極的な意識啓発・PRに努め、効率的なごみ処理を推進します。
- 4 すべての関係者がごみを減らし、貴重な資源を浪費しないよう努めます。

未来を担う子どもたちに、花とみどりあふれる北区を引き継ぐために、すべての関係者が力を合わせて不要なレジ袋を削減し、地球と人間が共生できる環境をめざして取り組むことを宣言します。

平成21年6月2日

レジ袋有料化（2020年7月開始）の効果

1週間レジ袋を使用しなかった人の割合

有料化前（2020年3月）	有料化後（2020年11月）
30.4%	71.9%

出典）環境省アンケート調査

レジ袋の辞退率

	有料化前	有料化後
コンビニエンスストア	約23%	約75%
スーパーマーケット	約57%	約80%

レジ袋の使用枚数

	有料化前	有料化後	削減効果
ドラッグストア	約33億枚	約5億枚	約84%減少

出典）業界団体へのヒアリング

レジ袋の国内流通量

有料化前（2019年）	有料化後（2021年）
約20万t	約10万t

出典）日本経済総合研究センター『包装資材シェア事典 2021年版』（2022年1月）

文京区一般廃棄物処理基本計画

(モノ・プラン文京)

【令和3年度～令和12年度】

概要版

1 計画の概要

●計画改定の目的

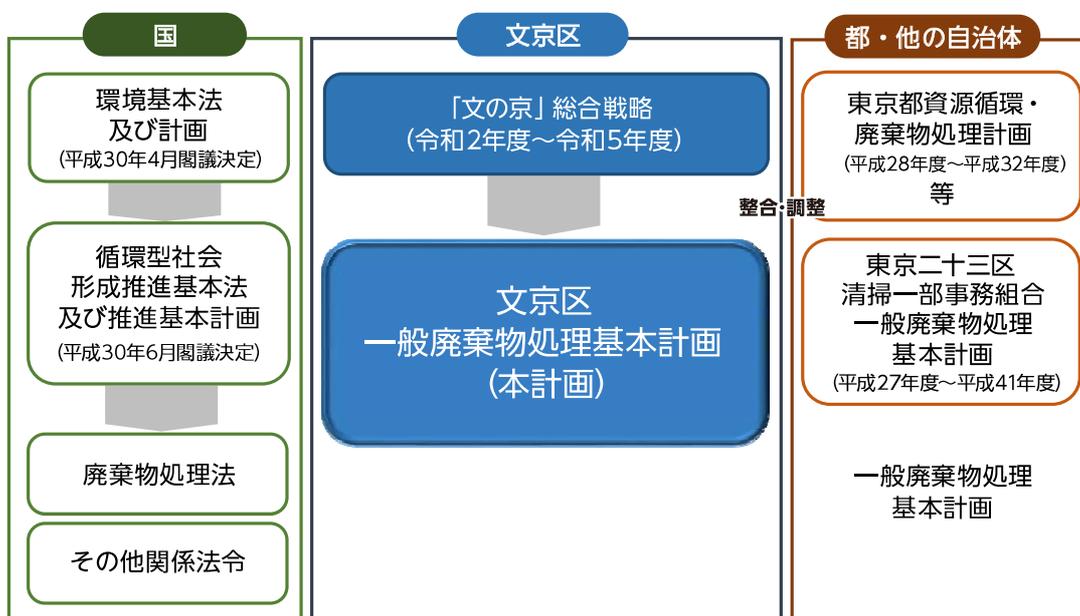
本区では、「文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)」(以下「現行計画」といいます。)に基づき、循環型社会の実現を目指しています。

現行計画の計画期間(平成28年度から令和2年度まで)満了を迎えることから、より一層のごみの減量・資源化の促進と適正処理を推進し、区民・事業者・区が連携して、「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」を目指すため、現行計画を改定します。

●計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項に位置づけられる一般廃棄物処理基本計画です。

『「文の京」総合戦略』を上位計画とし、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の計画等との整合を図って策定しています。



●計画の期間

計画期間は2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間とし、社会・経済情勢等の変化を考慮し中間年度(2025(令和7)年度)で見直しを行います。

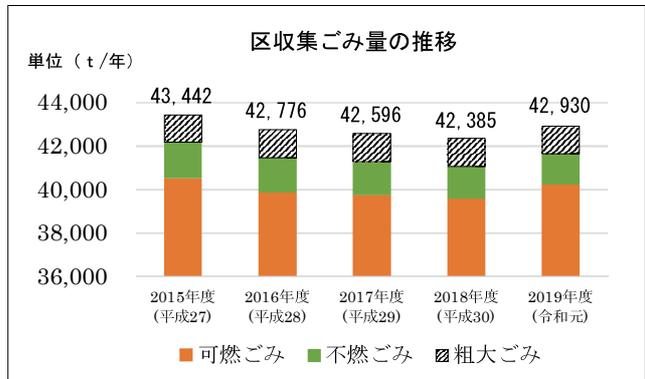
また、一般廃棄物処理をとりまく状況に大きな変化があった場合には、中間年度にかかわらず見直しを行います。

2 ごみ排出の現状

●区収集ごみ量の推移

区収集ごみ量*は2015(平成27)年度から2018(平成30)年度にかけて、減少していましたが2019(令和元)年度は前年度より増加しました。

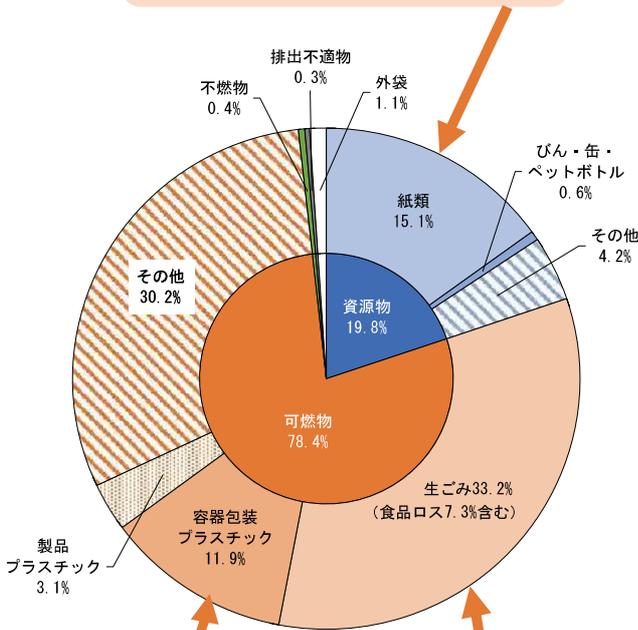
* 区が収集する「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」の合計値のこと。



●家庭ごみ組成分析調査

可燃ごみ

可燃ごみには、紙類15.1%を含む資源物が19.8%含まれています。

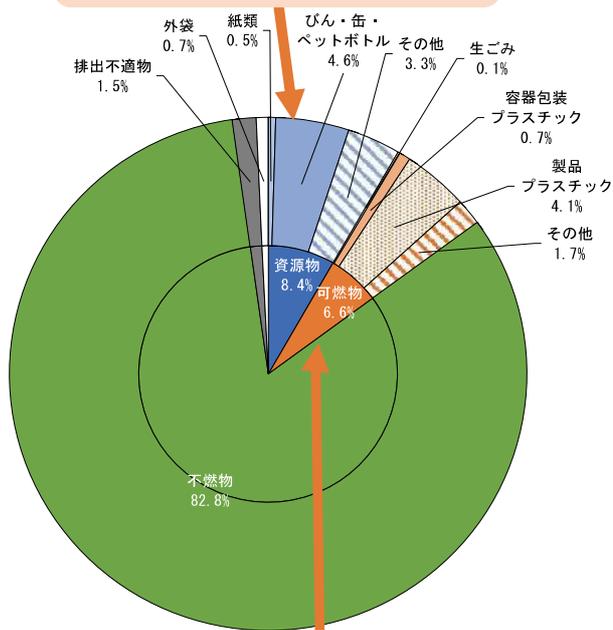


可燃ごみで最も多いのは生ごみの33.2%です。

可燃ごみには、プラスチックごみが15.0% (容器包装プラスチックが11.9%、製品プラスチックが3.1%) 含まれています。

不燃ごみ

不燃ごみには、びん・缶・ペットボトル4.6%を含む資源物が8.4%含まれています。



不燃ごみには、可燃物が6.6%含まれています。そのうちプラスチックごみが、4.8% (容器包装プラスチックが0.7%、製品プラスチックが4.1%) です。

可燃ごみ、不燃ごみともリサイクルできるものがたくさんあるね。より一層の分別の徹底が必要だね。



文京区 3R 推進キャラクター リサちゃん
出典：令和元年度文京区家庭ごみ組成分析調査結果

3 基本理念・基本方針

現行計画の基本理念「区民が安心して暮らせる循環型社会の実現」は、本区が国に先駆けて行ってきた2Rを優先する考え方などを考慮して設定されました。この考え方は、見直し後5年が経過した現在でも、色あせるものではありません。

したがって、基本理念は現行計画を引き継ぐものとし、キャッチフレーズとして「私たちのために、世界のために、そして未来のために」を新たに設定し、これを実現するため、次の3つの基本方針に基づき施策を実施します。

基本理念

区民が安心して暮らせる循環型社会の実現

～私たちのために、世界のために、そして未来のために～

基本方針 1

区民・事業者・区が協働で取り組む2Rの推進

現行計画の考え方を引き継ぎ、Reduce^{リデュース}（発生抑制）とReuse^{リユース}（再使用）の2RをRecycle^{リサイクル}（再資源化）に先立って推進します。2Rの基本は「断る（Refuse^{リフューズ}）」ことですので、区民・事業者が不要物を断りやすいような環境を整備するとともに、私たちのライフスタイルが、世界につながっていることなどについて普及啓発に努めます。

基本方針 2

環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

2Rの取組を行った上で排出された不用物については、リサイクルを推進します。リサイクルの際には、資源の有効活用及びそれに伴う温室効果ガスをはじめとした環境負荷を低減することが求められます。

したがって、区がリサイクルシステムを整備する際には、環境負荷の低減効果とそれに係る経費、すなわち、費用対効果を考慮してリサイクル施策を実施します。

基本方針 3

安全・安心な適正処理の確保

リサイクルを行った上で排出されたごみについては、速やかに収集し、東京二十三区清掃一部事務組合において23区共同で中間処理を行ってごみを減容化した上で、東京都の最終処分場に埋め立てる必要があります。

また、災害時においても、ごみの適正処理は重要なライフラインであると認識し、非常時に備えていきます。

4 計画の推進体制

●双方向の情報交換と区民参画

●区の推進体制

全庁を挙げて本計画の推進を図り、連携しながら事業を進めます。

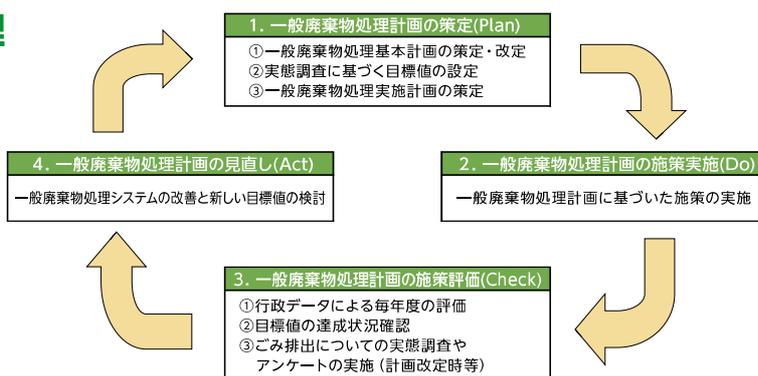
●文京区リサイクル清掃審議会

審議会は、区長からの諮問事項を審議し答申として取りまとめる他、リサイクル清掃事業について幅広い意見を述べてもらう場でもあります。本区は審議会と連携しながら、円滑な事業展開を図っていきます。

●PDCAサイクルによる進捗管理

計画策定(Plan)⇒施策実施(Do)⇒施策評価(Check)⇒見直し(Action)というPDCAサイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理していきます。

また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を行い、区民の意見を幅広く施策に反映させていきます。



5 計画の目標・進捗管理

ごみ量を数値目標として設定すると、人口の増減などの要因により影響を受けることになります。

また、資源量を数値目標として設定すると、発生抑制が進むと資源量が減少することになります。

そのため、本計画では、区民一人ひとりの努力の総体が反映されるように、ごみ総量による減量目標ではなく、区民1人1日当たりの数値目標として次のように設定します。

具体的な目標値を設定し、進捗状況を管理する「基本指標」と、具体的な目標値を設定せずに、その推移を毎年度把握する「モニター指標」という2つの指標を用います。

●基本指標と目標値

単位(g/人日)

基本指標		令和元年度 (推計値)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (最終目標値)	削減目標
1	区民1人1日当たりの総排出量 ^{※1}	958	837	747	▲211
2	区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量 ^{※2}	358	310	269	▲89

※1 (区収集可燃ごみ量+区収集不燃ごみ量+粗大ごみ量+持込ごみ量+区収集もしくは関与する家庭系リサイクル量) / 人口/年間日数

※2 ((区収集可燃ごみ量×67.8% (家庭ごみの割合))+ (区収集不燃ごみ量×69.6% (家庭ごみの割合))+粗大ごみ量) / 人口/年間日数

●モニター指標

ごみ量に関する指標	家庭系リサイクル率
	事業系ごみ量
	事業系リサイクル率
環境負荷に関する指標	最終処分量
	収集車両のエネルギー消費量
	収集車両の温室効果ガス排出量
コストに関する指標	区民1人当たり年間処理経費
	ごみ・資源1t当たり年間処理経費

6 目標達成のための具体的施策

食品ロス削減推進計画

●計画の背景

世界では、人口が急増し、飢えや栄養不良で苦しんでいる人が多数いることや、廃棄物の処理に多額の費用がかかっていることなど、食品ロスの削減は重要な課題です。

国際的には「持続可能な開発目標(SDGs)」において、2000(平成12)年度と比較して2030(令和12)年度までに世界の食品ロス発生量を半減するという目標が掲げられています。

また、国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年10月施行)が制定されました。

本区では、2019(令和元)年度家庭ごみ組成分析調査から、家庭系可燃ごみのうち7.3%が食品ロスと推計されており、ごみ減量の視点からも区内での食品ロスの削減が重要です。

●基本指針

食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区の各主体がその重要性を理解し、食品をつくってくださった方の思いを忘れず、ライフスタイルや事業活動を変えていくことが必要です。そのため、基本的な指針を次のように設定します。

一人ひとりが食品ロスを減らす大切さを理解し、行動する
～明るく楽しく果敢に取り組む、食ロス対策～

●目標値の設定

本区では、2019(令和元)年度
の家庭ごみとして排出された食品
ロスの量を、区民1人1日当たり
24.3gと推計しています。

	令和元年度 (推計値)	令和7年度 (中間目標値)	令和12年度 (最終目標値)
区民1人1日当たりの 家庭系食品ロスの発生量 (g/人日)	24.3	21.9	19.4
削減率 (令和元年度比)	—	10%	20%

この量を、2019(令和元)年度を基準に毎年約2%削減することで、中間年度の2025(令和7)年度には約10%、最終年度の2030(令和12)年度には約20%を削減し、19.4g/人日(4.9g/人日の減)とすることを目指します。

1か月(30日)に換算すると、区民1人当たり約**147g**の減量を目指すことになります。

「147g」と
同じくらいの
重さの食品の
目安例



●具体的な施策

区の率先した食品ロス削減の取組の推進

- 職員の食品ロス削減に向けた普及啓発の実施

情報収集と普及啓発

- ぶんきょう食べきり協力店の紹介
- 特性に応じた多様な普及啓発の推進
- 文京 eco カレッジの開催
- 各種イベントでの普及啓発の実施

食品ロス削減を促進するための仕組みづくり

- フードバンク¹と連携した食品の再利用
- フードドライブ²の拡充
- 事業者や大学と連携した3R推進・普及活動
- 区内店舗との連携体制の強化(ぶんきょう食べきり協力店³)

1 まだ食べられるにもかかわらず、様々な理由で処分されてしまう食品を、生活困窮者などに届ける活動及びその活動を行う団体のこと。

2 家庭で余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付するボランティア活動のこと。

3 文京区内で小盛メニュー、量り売りやばら売りなど、食べ残し対策や食品ロス削減に取り組む店舗のこと。

プラスチックごみの削減の推進

●計画の背景

プラスチックは日常生活の様々な場面で大きな役割を果たしている一方、河川から海に流出したプラスチックごみが多く海洋生物の生死に影響を与えていると推測されています。

この問題を解決するため、2019(令和元)年のG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050(令和32)年までにゼロにすることを旨とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

また、我が国においては、2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、東京都では、「ゼロエミッション東京戦略」(令和元年12月策定)において、2030(令和12)年度の東京都独自の目標として、家庭と大規模オフィスビルから排出されるプラスチックごみの焼却量を2017(平成29)年度比で40%削減することを設定しています。

●基本指針

本区ではプラスチックごみの削減を推進するため基本的な指針を次のように設定します。

プラスチックの使用を減らすライフスタイルへの転換

●目標値の設定

本区では、2019(令和元)年度の家庭ごみとして排出されたプラスチックの量を、区民1人1日当たり59.3gと推計しています。

	令和元年度 (推計値)	令和7年度 (中間目標値)	令和12年度 (最終目標値)
区民1人1日当たりのプラスチックごみの発生量 (g/人日)	59.3	51.9	44.5
削減率 (令和元年度比)	—	12.5%	25.0%

この量を2019(令和元)年度を基準に毎年約2.5%削減することで、中間年度の2025(令和7)年度には約12.5%、最終年度の2030(令和12)年度には約25%を削減し、44.5g/人日(14.8g/人日の減)とすることを目指します。

10年後には、区民1人1日当たりのプラスチックごみ量を**14.8g**減らす必要があります。身近なプラスチックがどのくらいの重さがあるか把握するところから始めてみましょう。

重さの目安



食品トレイ
(20×10cm)
4g



ペットボトル
(500ml)
24g



食品ラップ
(30×40cm)
4g



お弁当 (蓋つき)
(23×17×4cm)
14g



レジ袋 (Lサイズ)
(39×49cm)
5g

※製品によって重さが異なる場合があります。

●具体的な施策

区の率先したプラスチックごみ削減の取組の推進

- 職員のプラスチックごみ発生抑制行動の推進
- 区が主催する会議におけるペットボトルによる飲料提供の自粛

プラスチックの分別回収

- 容器包装プラスチックの分別回収の検討
- 拠点回収拡充の検討

プラスチックごみ削減を促進するための仕組みづくり

- 東京都と連携した事業系プラスチック対策

情報収集と普及啓発

- 事業系プラスチックの排出実態の把握
- 事業用大規模建築物の所有者への指導・啓発
- 事業用中規模建築物の所有者への指導・啓発
- 先進的な取組事例の紹介
- 特性に応じた多様な普及啓発の推進

施策の体系

目標を達成するため、次の施策に取り組みます。

1 区民を対象とした普及啓発・協働の推進

- (1)情報の提供
- (2)イベント等の開催や環境学習の場の提供
- (3)地域活動団体等との連携

2 事業者を対象とした普及啓発・協働の推進

- (1)情報の提供
- (2)事業者との連携

3 家庭系の3Rの推進

- (1)リデュース(発生抑制)の推進
- (2)生ごみ減量活動の推進
- (3)モノを長く使うライフスタイルの促進
- (4)リユース(再使用)の推進
- (5)集団回収の推進
- (6)資源回収の推進

4 事業系の3Rの推進

- (1)大規模・中規模事業所の3R推進
- (2)小規模事業所の3R推進
- (3)区の率先した取組の推進

5 適正処理の推進

- (1)適正な収集体制の維持
- (2)区で収集しない廃棄物への対応
- (3)適正排出の推進
- (4)事業系ごみの自己処理の促進
- (5)中間処理・最終処分
- (6)災害時の対応
- (7)感染症発生時の対応

6 運営管理体制の充実

- (1)双方向の情報交換と区民参画
- (2)国等への要望
- (3)行政内部での連携
- (4)処理費用負担の検討
- (5)情報の公開

ごみを減らし、資源を大切にキーワード「3R」を実践しましょう。
 「3R」とはReduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字から取ったものです。

まずは、Reduce(リデュース)
 ごみになるものを減らすこと

必要なモノを
 必要なときに
 必要な分だけ
 買おう



生ごみは
 水を切ってから
 捨てよう



「マイバッグ」を
 持ち歩き、無駄
 な包装は断ろう



次に、Reuse(リユース)
 繰り返し何度も使うこと

何でも
 使えるものを
 使おう



修理して
 大事に使おう



使わなくな
 ったものを
 人に譲ろう



そして、Recycle(リサイクル)
 もう一度資源として使うこと

正しく分別しよう



再生品を
 利用しよう



**3Rの中でも、リデュース
 とリユースの2Rを優先
 して取り組もう！**



**リサイクルは、ごみを減らす
 最後の方法だよ。
 まずは、ごみを出さないように
 することが大切だね♪**

令和12年度の目標にむけて

89gのごみ減量ってどれくらい？

令和12年度に、「区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」を269g（基本指標2の最終目標値）にするためには、計画期間の10年間で区民1人1日当たり89gのごみを減らす必要があります。

取組例 ①	もらわないようにする					資源回収に出す		
	 レジ袋 (LL2枚) 14g	 割り箸 4g	 スプーン (小) 1g	 ストロー 1g	 フォーク (中) 4g	 ポストン チラシ (2枚) 32g	 空き箱 (1個) 25g	 トレイ (2枚) 8g
取組例 ②	使う量を減らす					資源回収に出す		
	 食品ラップ (30×40cm) 4g	 ペットボトル (500ml) 24g	 ティッシュペーパー (4枚) 4g	 牛乳パック (1L) 30g	 プラスチック製ボトル容器 (キャップなし) 27g			

※製品によって重さが異なる場合があります。

～生ごみの水切りにご協力を～

文京区の家庭から出る可燃ごみのうち、約3分の1が「生ごみ」です。生ごみの水分量は、約80%と言われています。生ごみの水を切ることでごみの減量へとつながります。

水切りのメリット

- ニオイの軽減…水分は嫌なニオイの原因になります。しっかり水を切れば、生ごみのニオイの発生を抑えることができます。
- CO₂ 排出抑制…生ごみが燃えやすくなるため、CO₂ 発生量が削減でき、燃やす時間と経費の削減にもつながります。



水切りのコツは3つ！

- ①まずは濡らさない ②ギュッとしぼる ③できれば乾かす
水分が少ないと、ごみ出しも楽だよ♪

文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）【概要版】

（令和3年度～令和12年度）

令和3年3月

発行：文京区資源環境部リサイクル清掃課

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 電話：03-3812-7111（代表） URL：https://www.city.bunkyo.lg.jp/



江東区一般廃棄物処理基本計画

概要版



計画策定の背景

(1) 計画の目的

- 一般廃棄物処理基本計画とは、一般廃棄物の処理責任を負う区が本区区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。
- 平成29年3月に改定してから5年が経過し、その間、清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、国・東京都の計画の改定や法整備等に対応するため改定します。

(2) 計画期間

- 計画期間は令和4年度を初年度として、令和13年度までの10年間とし、概ね5年ごとに改定します。



資源・ごみ量の排出状況

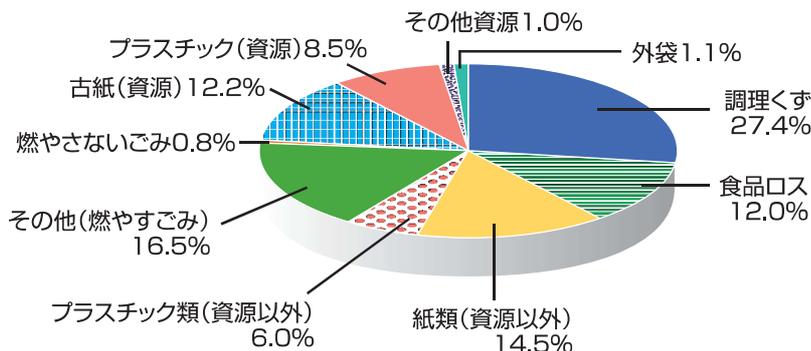
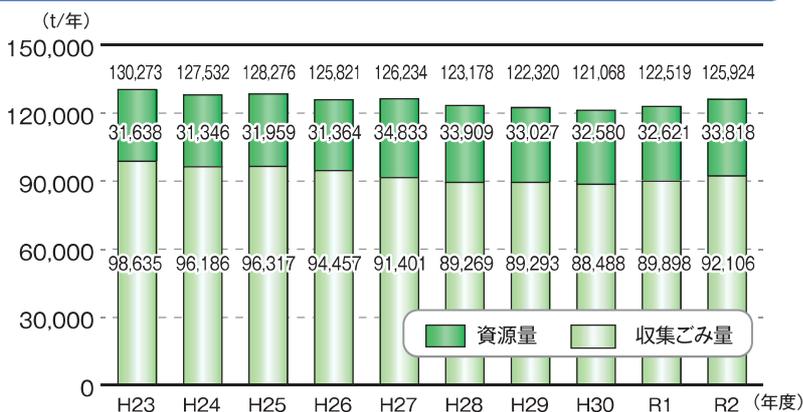
(1) 区収集ごみ量と資源回収量の推移

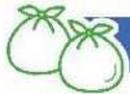
直近10年間の区収集ごみ量と資源回収量の総量は、年度により増減はあるものの、減少傾向が続いていました。

令和元年度からの増加については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により在宅時間が増加したことが影響していると考えられます。

(2) 家庭ごみの燃やすごみの組成割合

令和3年度ごみ組成分析調査によると、家庭ごみの燃やすごみの中には21.7%の資源化可能物が含まれています。集積所回収をしている古紙や容器包装プラスチックなどの資源について、分別を徹底することが必要です。





基本的な考え方

基本理念

持続可能な資源循環型地域社会の形成

基本方針 1 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

すべての区民・事業者が資源循環型地域社会への理解を深め、適切な役割分担の下で自ら積極的に行動しなければなりません。

基本方針 2 リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

資源循環型地域社会の実現に向けて、区民・事業者は4Rに取り組み、区は区民・事業者が4Rに取り組みやすい環境整備を進めます。

基本方針 3 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

新たなリサイクル施策を検討する際には、環境への影響や費用対効果を考慮して、導入の是非を検討します。

基本方針 4 安全・安心なごみの適正処理

5Rを推進しても、なお、ごみとして処理をしなければならないものは、できるだけ環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理をしていきます。

スローガン

もったいない、一人ひとりの行動が、地球を守る、未来を変える



目標値

基本指標 1	区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	令和2年度 656 g/人日	令和13年度 561 g/人日
基本指標 2	区民1人当たり1日の区収集ごみ量	令和2年度 480 g/人日	令和13年度 391 g/人日
基本指標 3	資源化率	令和2年度 27.2%	令和13年度 30.7%
基本指標 4	大規模建築物事業者の再利用率	令和2年度 71.73%	令和13年度 74.70%



どれくらいごみを減量すればよいですか？

令和13年度の目標を達成するためには、区民1人当たり1日に89gのごみを減らす必要があります。

89g

はどれくらいでしょうか。



- 使い捨てではなく、繰り返し使える物を使用しましょう。
- 汚れていない紙は、燃やすごみではなく、古紙として資源に出しましょう。
- 容器包装プラスチックは、サッと洗って容器包装プラスチックの日にしましょう。
- 食べ残しを減らすことでごみの量を減らせます。



基本方針に基づく具体的施策

重点施策1 食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)

家庭ごみの燃やすごみ量

51,483 t/年

そのうち食品ロスは

6,178 t/年

ごみに含まれる未利用食品



食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区がその重要性を理解し、それぞれが主体的にライフスタイルや事業活動を変えていく必要があります。

具体的施策

- 食べきり協力店の拡充
- フードドライブ[※]と子ども食堂との連携
- 学校給食から発生する食品ロス対策
- フードシェアリングアプリ等の活用
- おうちサルベージの取り組みの呼びかけ
- 生ごみ減量の推進

区民の役割と行動

- 食品ロスに関する情報収集と学習
- 食材は必要な分だけ購入し、有効に利用し、食べきる
- 飲食店では食べられる量だけ注文し、残さず食べる
- 食べ残しは持ち帰る
- どうしても出てしまった生ごみは堆肥にする

事業者の役割と行動

- 生ごみの減量やリサイクルの推進
- 飲食店は食べ残しが出ないように工夫する
- 飲食店や食品販売店は、調理くずを出さないように、調理方法などを工夫する
- 食品販売店は、売れ残りや規格外商品をフードバンク[※]に引き渡す
- ロスが出ないように予約購入制等の採用

※フードドライブ:家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、広く福祉団体や施設などに提供する活動。
 ※フードバンク:企業や個人から食品の寄贈を受け、支援団体や施設を通すなどして生活に困った人に届ける取り組み。

重点施策2 プラスチックの資源循環

容器包装プラスチックとして回収可能なもの

5,050 t/年

そのうち容器包装プラスチックとして
分別回収しているものは

1,818 t/年
(36.0%)

プラスチックごみ問題の解決には、リフューズ(断る)、リデュース(発生抑制)などの4Rが基本です。区民・事業者・区が連携し、プラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換が必要です。

具体的施策

- 区民・事業者への働きかけ
- 容器包装プラスチックの分別回収の継続
- 発泡トレイ・発泡スチロールのリサイクル
- 製品プラスチックの資源化の検討
- 区役所での優先した取り組み

区民の役割と行動

- プラスチックごみ削減のための情報収集と学習
- プラスチックを使用しない製品の購入
- プラスチック製品を購入した場合は、なるべく長く使用する
- 容器包装プラスチックと発泡スチロール・発泡トレイは正しく分別、排出する

事業者の役割と行動

- 適正な包装を行い、プラスチックの使用を減らす
- プラスチックを使用しない製品の購入
- 生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品の選択
- 過剰な包装などの削減
- 使い捨てのプラスチック食器類の廃止



施策の体系

重点施策

食品ロスの削減(食品ロス削減推進計画)
プラスチックの資源循環

基本方針 1

区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理についての理解の促進

区民・事業者への情報発信 / こどもに対する環境教育 / 環境学習情報館(えこっくる江東)を拠点とした環境学習の推進や情報発信、交流 / 区の率先行動

適切な役割分担の下で連携する関係の構築

区民・事業者の自主的な取り組みの促進 / 拡大生産者責任の徹底

基本方針 2

リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

リフューズ(断る)・リデュース(発生抑制)の取り組み

区民による取り組みの促進 / 事業者による取り組みの促進 / 区の率先行動(チーム江東・環境配慮推進計画に基づく取り組み) / 発生抑制をより効果的に推進するための施策

リユース(再使用)・リペア(修理)の取り組み

区民・事業者による取り組みの促進 / 区の率先行動(チーム江東・環境配慮推進計画に基づく取り組み)

基本方針 3

環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

リサイクルの取り組み

区民による取り組みの促進 / 事業者による取り組みの促進 / 区の率先行動 / 安定したリサイクルシステムの推進

基本方針 4

安全・安心なごみの適正処理

家庭ごみの適正排出の推進

適正な排出を促進するための取り組み

事業系ごみの適正処理の推進

適正な処理を促進するための指導 / 事業用大規模建築物の所有者等への対策 / 区収集を利用する小規模事業者への対策 / 事業者責任の徹底 / 一般廃棄物処理業者(許可業者)による適正処理の確保

効率的で人と環境にやさしい収集運搬

高齢者等への支援(ごみ出しサポート事業) / 環境負荷の少ない車両の使用 / 安全なごみ・資源の収集・回収 / 効率的な収集体制の確保

適正な中間処理、最終処分の確保

適正な中間処理と関係者の連携 / 適正な最終処分と処分場の延命化

大規模災害による災害廃棄物の適正処理体制の整備

災害廃棄物処理計画の策定 / 東京都、清掃一組、他区との連携 / 関係事業者との連携

江東区一般廃棄物処理基本計画(概要版)



江東区

印刷物登録番号(3)102号
令和4年3月発行

江東区環境清掃部清掃リサイクル課
江東区東陽4-11-28

電話03(3647)9181(直通)

第4次中野区一般廃棄物処理基本計画 —なかのごみゼロプラン— 〈概要版〉

本計画は、区の清掃・リサイクル事業の指針となるものです。区を取り巻く様々な状況を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するために、さらなるごみ減量をめざして策定しました。

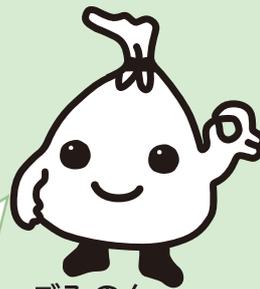
基本理念

「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」をめざします。

単にごみを減らすだけではなく、脱炭素社会※の推進を踏まえた持続可能な社会の実現に向け、発生抑制を第一に考えて行動し、使用できるものは繰り返し使うことでごみと資源の全体量を減らし、それでも不用になったものは可能な限り資源化を行うことで、埋め立て処分量ゼロをめざします。

※「脱炭素社会」とは… 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにする社会のこと

Point まず第一に、
不要なものを買わない、
もらわないこと
(Reduce:発生抑制)
を意識して行動しましょう



ごみのん
(中野区ごみ減量
キャラクター)

3Rとは

リデュース:発生抑制
(Reduce)
リユース:再使用
(Reuse)
リサイクル:再生利用
(Recycle)

計画期間

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)

概ね5年後、または取組の進捗状況や社会経済状況、制度の変更および関連計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて計画内容を見直し、改定を行うこととします。

計画改定の背景

環境上の悪影響の軽減や廃棄物の大幅な削減がSDGs(持続可能な開発目標/右図)の達成すべきターゲットとして掲げられるなど、清掃・リサイクル事業のあり方だけでなく、日々ごみを排出する区民・事業者の暮らしのあり方自体が問われる時代になっています。区を取り巻く様々な状況を踏まえ、「中野区基本計画」(2021～2025年度)の策定にあわせ、前計画(第3次一般廃棄物処理基本計画)を改定しました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

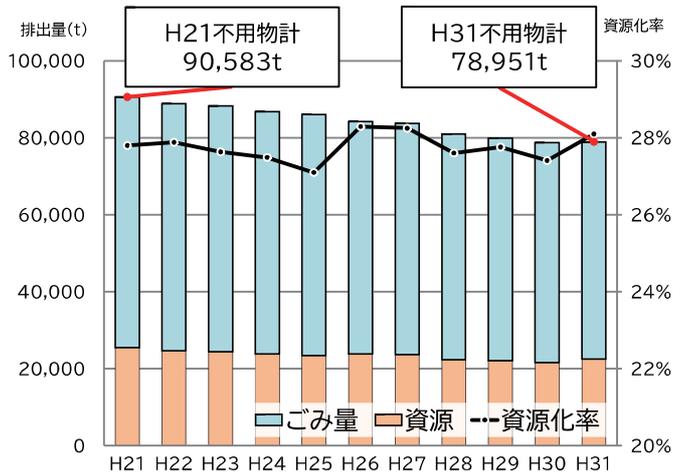


中野区のごみ・資源の状況

平成31(令和元/2019)年度までは、ごみ量・資源量ともに減少傾向にありました。ごみ量と資源量を合計した不用物総量は、過去10年間で約1万2千トン減少しています。

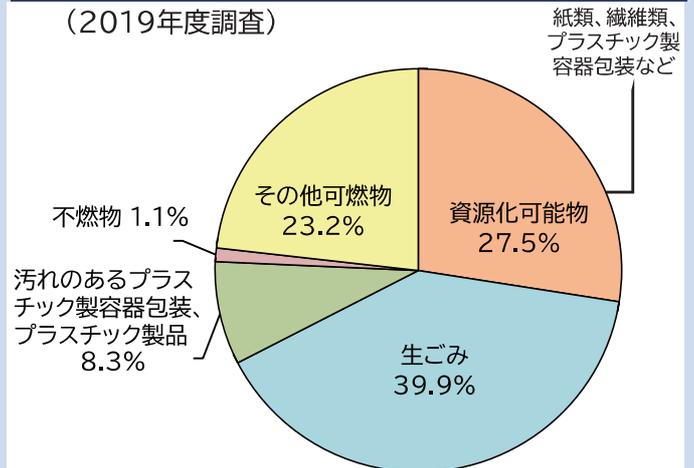
なお、ごみの中には、ペットボトルや紙類、空き缶など資源として活用できるものがまだ多く混入しています。令和元(2019)年12月に実施したごみ組成分析調査によると、燃やすごみの中には、資源化可能物(排出時に資源として分別できるもの)が27.5%含まれています。

ごみ量および資源量の推移



「燃やすごみ」の組成分析調査結果

(2019年度調査)



令和2(2020)年度は、
新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、
ごみ量・資源量ともに増加に転じました。

ごみ処理とリサイクルにかかる費用は1年間で約50億円で、区民一人あたりで見ると年間約15,000円かかっています。

Point

計画改定に向けた課題

- (1) 資源を含めた不用物総量の減量促進
「不用物総量(=燃やすごみ+陶器・ガラス・金属ごみ+粗大ごみ+資源量)」そのものを減らすため、「3R」の中でも優先順位の高いリデュース、リユースのさらなる推進が必要です。
- (2) 区民、事業者、区の三者の取組によるごみ減量の推進
これら三者が協働して、3R推進、食品ロス削減等の事業を展開する必要があります。
- (3) 事業系ごみの発生抑制と適正排出
事業者の責任感を喚起し、適正な分別排出と発生抑制を促進していく必要があります。
- (4) 23区全体のごみ量、最終処分量の削減推進
埋立処分場を長く利用するため、ごみの埋め立て量を削減する努力が求められています。
- (5) 安定した清掃事業の継続
大規模災害時や感染症流行時でも、安全・安定的にごみの処理が行われるよう、必要な措置の実施に努める必要があります。

ごみ減量目標

基本理念の達成に向けて、次の指標と目標値を設定します。

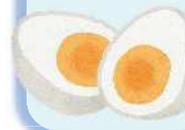
Point

区民1人1日あたりのごみ排出量については、2030年度までの10年間で **66g** の減量をめざします



重さが「66g」ってたとえば？

たまご(Lサイズ)1個分です！



指標	指標とする理由	令和2 (2020) 年度 実績	令和7 (2025) 年度目標値	令和12 (2030) 年度 目標値
区民1人1日あたりのごみ排出量	前計画に引き続き指標に設定し、さらなるごみ減量と呼び掛けていきます。	477g	431g	411g (10年間で-66g)
区民1人1日あたり の 不用物総量 (ごみ+資源)	資源についても発生抑制を第一に考えるライフスタイルの浸透をめざし、新たな指標とします。	665g	610g	584g
燃やすごみ中の資源化可能物の混入率	限られた資源を有効に活用するため、新たな指標とし、分別徹底の指導や啓発を行っていきます。	25.5%	22.8%	18.1%

中野区の将来の姿：区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たし、互いに協力し合うことで、ごみを出さない生活スタイルや事業活動が浸透するとともに、環境に配慮したごみの減量化や効率的な資源化の取組が進み、ごみの減量が実現しています。

基本方針

ごみ減量目標を達成するため、4つの基本方針を定め、重点施策(→4ページ)を推進します。

基本方針1 入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成

区民や事業者がライフスタイルや事業のあり方を見直し、入り口からごみの発生を抑え、資源を繰り返し利用する暮らしや事業活動が営まれるまちにしていけるよう、様々な事業や取組を通じて幅広く啓発を行い、意識の醸成を図ります。



基本方針2 分別の徹底と効率的な資源回収

入り口で発生を抑え、使えるものを繰り返し使用しても、なお不用となるものを効率的に資源化するため、区民誰もが参加しやすい資源回収や、分別徹底の指導を進めます。



基本方針3 事業系ごみの減量と適正排出

事業系廃棄物収集届出制度の推進や排出指導、立ち入り調査等を通じて、事業者における適正排出やごみ減量がより進むようにしていきます。



基本方針4 環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理

環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理を選択し、安全に配慮した着実な収集・運搬・処理を行います。また、23区全体、東京二十三区清掃一部事務組合、都や国と連携し、さらなるごみ減量や緊急時のごみ処理の連携体制についても強化します。



計画実現のための重点施策

一人ひとりの取組を積み重ねて、ごみや資源の排出を減らしていきましょう



▲イベントで活躍するごみのん

基本方針に沿って重点施策 1～9 を推進します。

基本方針 1	1 普及啓発の充実  ▲中野区ごみ分別アプリのアイコン	1 イメージキャラクター（ごみのん）を活用したごみ減量普及啓発 2 ごみ減量出前講座、環境教育の充実 3 「資源とごみの分け方・出し方」リーフレットの充実 4 スマートフォンのアプリケーション等を活用した情報発信、啓発 5 リサイクル展示室の運営 6 区ホームページや情報誌等広報媒体の充実
	2 食品ロスの削減  ▲食品ロス削減親子料理教室	1 家庭、事業所における食品ロス削減のための啓発 2 区内大学等と連携した食品ロス削減の取組 3 飲食店・食品小売店等と連携した食品ロス削減対策事業 ● 4 フードドライブ事業の実施 5 食品ロス削減推進計画の策定 6 食品ロス削減における他自治体との連携
	3 ごみと資源の発生抑制に関する啓発 	1 プラスチックの発生抑制に関する啓発 ● 2 資源としての「雑がみ」の回収促進 3 リユース関連情報の配信
基本方針 2	4 分別の徹底・適正排出 	1 排出指導、不法投棄対策 ● 2 危険物・有害物の分別徹底、混入防止 3 集合住宅への指導徹底 4 家庭ごみにおける費用負担制度について
	5 効率的な資源化の推進  ▲資源の拠点回収ボックス ▲ペットボトル自動回収機	1 ごみとして収集した物の資源化 2 拠点回収の促進 3 びん・缶・ペットボトルの回収 4 自動回収機によるペットボトルの回収 5 集団回収に対する支援の推進 ● 6 資源の持ち去り対策の強化について 7 プラスチック製容器包装の回収 8 新たな資源回収の調査 9 プラスチック資源の回収・リサイクル
	6 事業系ごみの減量と適正排出の促進  ▲事業系有料ごみ処理券	1 事業系廃棄物収集届出制度の推進 2 大規模事業用建築物への立ち入り調査 3 排出指導の徹底 4 一般廃棄物処理業者等に対する適正処理の推進 5 小規模事業者の資源・ごみの排出ルートづくり支援の検討 6 廃棄物手数料の見直し
基本方針 4	7 適正なごみと資源の収集・運搬 	1 安全・着実で、環境負荷を低減したごみ収集と資源回収 ● 2 訪問収集の充実 3 適正な処理が困難な物の回収ルート確立 4 清掃・リサイクル事業の安定的な運営
	8 他区等と連携した処理・処分	 ▲災害で発生した廃棄物の例（災害廃棄物対策フォトチャンネルより）
	9 災害廃棄物の適正な処理 ●	



第4次一般廃棄物処理基本計画の全文は、区ホームページでご覧になれます

第4次一般廃棄物処理基本計画（概要版） 3中環ご第909号
 令和3(2021)年10月 中野区環境部ごみゼロ推進課 発行
 (所在地) 〒165-0024 中野区松が丘1-6-3 リサイクル展示室内
 (電話番号) 03-3228-5563 (ファクス) 03-3228-5634

リサイクル適性(A)
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

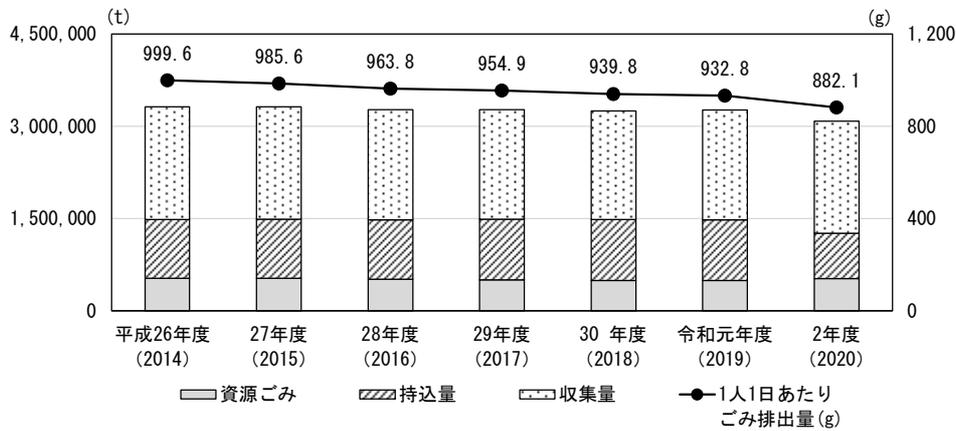


Saving Food
 Saving Materials
 Saving Energy

2 3 区の排出量などの比較

(1) 23区におけるごみ量の推移

令和2年度の23区全体のごみ量は、308.6万トンとなっており、1人1日あたり882.1gとなっています。平成26年度以降、減少が続いており、特に令和2年度は大きく減少しました。これは、事業所からのごみ等の持込量が減少したことが影響したと考えられます。



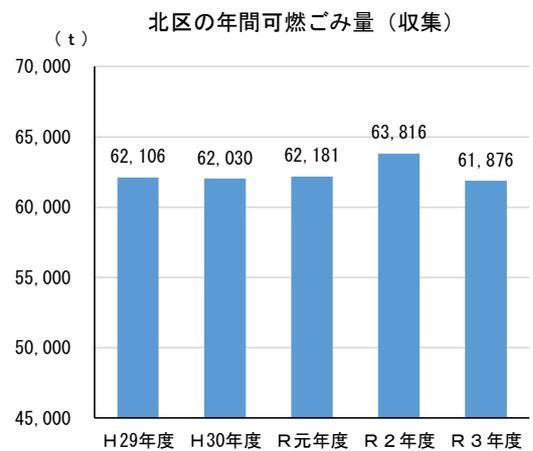
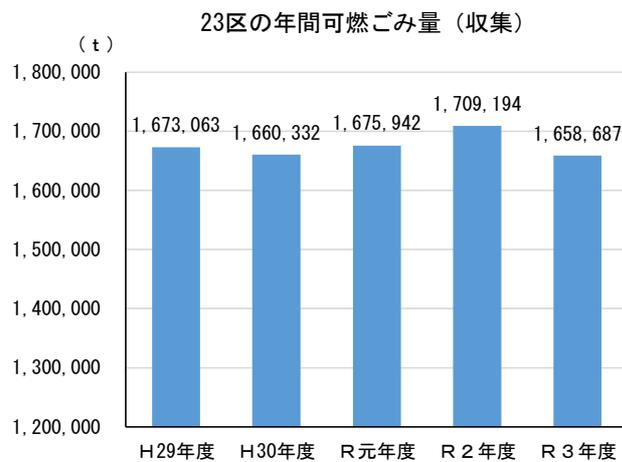
(出典) 一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省)

23区におけるごみ量の推移

(2) 23区と北区の可燃ごみ量の推移

23区全体の推移として、平成30年度から令和元年度にかけて微増の傾向にあった可燃ごみの収集量は、令和2年度大幅に増加しています。これは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため自宅にいる時間が長くなったことが主な要因と考えられます。

その後令和3年度には、令和元年度を下回るまでに収集量が減少しており、これらの増減傾向は、北区でも同様となっています。



(出典) 清掃事業年報 (東京二十三区清掃一部事務組合)

可燃ごみ収集量の推移比較

「北区災害廃棄物処理計画」【概要版】

1 計画の目的

- 首都直下地震をはじめとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生を確保するとともに、早期の復旧、復興に資すること。
- 平常時にあらかじめ災害廃棄物処理における課題を抽出することで、より具体的かつ実効性ある災害廃棄物処理体制を構築すること。
- 区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、都、協定に基づく事業者（廃棄物処理業、建設業、その他）、区民、それぞれの役割を明確化し、円滑な相互連携の実現に資すること。

2 計画の対象

- 自然災害のうち主に地震災害を対象とする。地震災害とは、地震動により直接生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- 災害廃棄物に加えて、通常のごみ・し尿、平常時において区が収集を行っている事業系一般廃棄物、あわせて処理している産業廃棄物についても、同時に収集・運搬することが想定されるため、本計画の対象に含めて検討する。

3 災害廃棄物発生量

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年東京都防災会議）における被害想定のうち、最大の災害廃棄物発生量が見込まれる東京湾北部地震(M7.3、冬の18時、風速8m/s)により推計を行った。

がれき ▶ 約 101 万 t

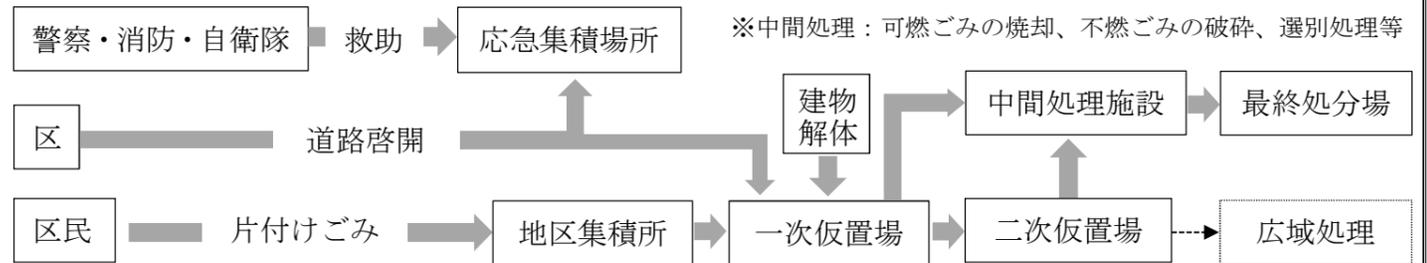
し尿 ▶ 124,797L/日

ごみ ▶ 約 108t/日
(うち避難所ごみ約 23t/日)

4 災害廃棄物処理の基本的考え方

衛生的な処理	生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、災害廃棄物処理の優先度を考慮し、被災者の生活ごみやし尿について最優先としながら、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理を行う。
安全性の確保	宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全性の確保を徹底する。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の処理、処分量を削減するため、災害廃棄物の分別や再生利用、再資源化を促進する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。
経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。
区民やボランティアとの協力	生活ごみ・し尿、片付けごみ等の排出・分別ルールをわかりやすく広報し混乱を防ぎ、区民やボランティアと協力して分別を徹底する。
共同処理及び関係機関との連携	特別区で連携し、一体となって清掃一組・清掃協議会・都・事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。また、処理能力が不足する場合には国、他自治体などの協力・支援を受けて処理する。

5 災害廃棄物の処理の流れ（がれき）



6 災害廃棄物対策（平常時）

- ・組織体制の検討：都と特別区の連携を前提とした組織体制（総務班/受援班/資源管理班/処理班）
- ・情報収集・連絡：関係部署との情報連絡体制の構築（収集内容/収集時期/収集担当部）
- ・協力・支援（受援）体制：関係機関との連携体制の構築（自衛隊/警察/消防/国/都/関係団体等）
- ・道路啓開に伴うがれき処理：処理の流れ、役割分担、重機・搬入車両等の確保、事前調整
- ・公費解体に関するがれき処理：処理の流れ、庁内協力体制、解体業者の確保、事前調整
- ・仮置場等の確保：仮置場等の類型、設置時期、候補地指定プロセス、必要な資機材
- ・応急集積場所の確保：救助活動や道路啓開により生じたがれきの一時的な仮置場
- ・地区集積所の確保：区民が片付けごみを自ら持ち込む一時仮置場(被害が大きい地域の公園等に設置)
- ・一次仮置場の確保：応急集積場所のがれき、地区集積所の災害ごみ、解体がれきの分別・保管場所
- ・二次仮置場の確保：焼却、破碎、選別などの中間処理前の仮置場（特別区内に数箇所設置）
- ・資源化物一時保管場所：再利用可能となった資源物の一時保管場所（原則、二次仮置場に併設）
- ・最終処分：中間処理後の残渣等を埋立処分（特別区と都で連携して実施）
- ・仮置場等の原状復帰：仮置場における土壌調査等環境測定の実施手順等
- ・し尿処理方法の検討：発生量の推計、必要資機材の推計、災害用トイレの分別排出
- ・生活ごみの処理方法の検討：生活ごみ発生量の推計、避難所ごみの発生量の推計
- ・区民への事前周知：災害廃棄物の分別・排出方法、排出場所など

7 災害廃棄物対策（初動期）《1か月まで》

- ・初動体制の構築、区民やボランティアへの周知
- ・特別区の連携、災害廃棄物処理実施計画の作成

がれき

- ①被害状況の把握
- ②道路啓開実施
- ③応急集積場所設置
- ④協定先協力要請
- ⑤地区集積所設置
- ⑥有害物質の処理
- ⑦発生量推計、処理能力把握
- ⑧処理方針策定
- ⑨一次仮置場の設置
- ⑩公費解体範囲決定
- ⑪貴重品、思い出等取扱い
- ⑫都への応援要請

し尿・ごみ

- ①被害状況の把握
- ②避難所開設状況把握
- ③仮設トイレ等の確保
- ④実施計画
- ⑤地区集積所の活用
- ⑥収集運搬体制確立
- ⑦協定先・都への要請
- ⑧収集・運搬

8 災害廃棄物対策（応急期）《3か月まで》

- ①発生量、要処理量、処理可能量の見直し
- ②公費解体範囲の公表
- ③国庫補助金対応
- ④特別区で連携した処理

9 災害廃棄物対策（復旧期）《3年まで》

- ①公費解体受付準備
- ②公費負担がれき処理
- ③進行管理及び計画の見直し
- ④仮置場の原状復帰
- ⑤特別区で連携した処理

10 継続的な計画の見直し

- ・教育、訓練を実施し、計画を検証する。
- ・計画をもとに課題を検討し、実効性を高めるために、継続して計画を見直していく。